水洗化の普及促進



快適な水洗式トイレ

が使えるようになり、 悪臭のない、さわやか な生活ができるように なります。



美しい自然

汚れた水は、きれい にしてから流すため、 川や海の水を汚さず、 美しい自然が守られま す。



きれいなまち

いままで台所・洗面・ 風呂の雑排水を流してい た側溝がきれいになり、 蚊やハエ、悪臭の発生を 防いで快適で衛生的なく らしができます。

下水道が使える区域(供用開始区域)の皆さんにしていただくこと

①排水設備の設置(下水道法第10条)

家庭の台所やお風呂などの生活雑排水は、遅延なく下水道に接続して 下さい。また、浄化槽も廃止し、下水道に接続していただきます。

②水洗トイレへの改造(下水道法第11条の3)

くみ取り式トイレは、供用開始から3年以内に水洗式トイレに改造して下さい。

